

輪島市監査公表第38号

平成28年10月19日付発監査第160号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





収環第200号
平成28年11月4日

輪島市監査委員 高野哲男様
輪島市監査委員 小山栄様

輪島市長 梶

文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり
通知いたします。

(別紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成28年10月12日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>平成20年度以前の火葬場使用料の滞納については不能欠損で処理し、平成27年度の滞納については分割納入などを行い、滞納削減に成果が表れている。今後も滞納者の状況を十分把握し、公平性の理念に沿って滞納削減に引きつづき取り組まれたい。</p>	<p>霊柩車使用料等の滞納については、引きつづき分納等により滞納額削減に努めたい。</p> <p>また、滞納整理システムを活用して税務課と協力し、調査結果を基に、徴収不可能なものについては不納欠損処理を行いたい。</p>	<p>措置方針等</p>